



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

| | | | |
|-----|---|----------------|---|
| 456 | 昭和37年和歌山県告示第671号(指定地方公共機関の指定)の一部改正 | (防災企画課)..... | 1 |
| 457 | 指定障害児通所支援事業者の指定 | (障害福祉課)..... | 1 |
| 458 | 〃 | (〃)..... | 1 |
| 459 | 指定一般相談支援事業者の指定 | (〃)..... | 2 |
| 460 | 〃 | (〃)..... | 2 |
| 461 | 大規模小売店舗の新設の届出 | (商工振興課)..... | 2 |
| 462 | 大規模小売店舗の変更の届出 | (〃)..... | 3 |
| 463 | 平成30年度和歌山県漁業調査船「きのくに」代船建造設計委託業務に係る一般競争入札 に参加する者に必要な資格等 | (農林水産総務課)..... | 4 |
| 464 | 六箇井土地改良区の役員の就任 | (農業農村整備課)..... | 6 |
| 465 | 日高川町営換地計画(小熊地区)の認可申請の適否決定等 | (〃)..... | 6 |
| 466 | 保安林の指定施業要件の変更 | (森林整備課)..... | 7 |
| 467 | 和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更 | (資源管理課)..... | 7 |
| 468 | 都市計画事業の事業計画の変更認可 | (下水道課)..... | 7 |

○ 選挙管理委員会告示

| | | | |
|-----|--|-------|---|
| *28 | 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正 | | 8 |
|-----|--|-------|---|

告 示

和歌山県告示第456号

昭和37年和歌山県告示第671号(指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成30年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文中「朝日放送株式会社」を「朝日放送テレビ株式会社 朝日放送ラジオ株式会社」に改める。

和歌山県告示第457号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害児通所支援の種類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|------------|----------|-------------|------------|--------------|----------------|----------|
| 3052300088 | ワークランドそら | 新宮市佐野1026-1 | 放課後等デイサービス | 社会福祉法人美熊野福祉会 | 新宮市蜂伏13番43号 | 平成30.4.1 |

和歌山県告示第458号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害児通所支援の種類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|------------|--------|---------------------|----------------------|-----------------|------------------|----------|
| 3052500109 | かのん | 東牟婁郡那智勝浦町大字天満1185番1 | 児童発達支援 放課後等デイサービス | 社会福祉法人和歌山県福祉事業団 | 西牟婁郡上富田町岩田2456-1 | 平成30.4.1 |

和歌山県告示第459号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 一般相談支援の種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|------------|------------|-----------|------------------|--------------|-----------|----------------|----------|
| 3031400611 | 相談支援事業所 来未 | 海南市且来46-3 | 地域移行支援 地域定着支援 | 特定なし | 一般社団法人 来未 | 海南市且来46-3 | 平成30.4.1 |

和歌山県告示第460号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 一般相談支援の種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|------------|-------------|---------------------------------|------------------|--------------|----------|----------------|----------|
| 3031610417 | 相談支援事業所 あゆむ | 有田郡有田川町天満306番地 ルーチェ・ソラレⅢ101号 | 地域移行支援 地域定着支援 | 特定なし | 株式会社日進月歩 | 有田市宮原町須谷487-3 | 平成30.4.1 |

和歌山県告示第461号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松源粉河店

和歌山県紀の川市粉河785番地

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松源 代表取締役 桑原太郎

和歌山県和歌山市田屋138番地

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松源 代表取締役 桑原太郎

和歌山県和歌山市田屋138番地

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年11月29日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,300㎡

- 6 駐車場の収容台数

100台

- 7 駐輪場の収容台数

61台

- 8 荷さばき施設の面積

90㎡

- 9 廃棄物等の保管施設の容量

7.8㎡

- 10 開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前8時

閉店時刻 午後9時45分

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時45分から午後10時まで

- 12 駐車場の自動車の出入口の数

3か所（敷地南側2か所、敷地西側1か所）

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 14 届出年月日

平成30年3月28日

- 15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

紀の川市農林商工部商工観光課（紀の川市西大井338番地）

- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成30年4月10日から同年8月10日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第462号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店

舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーデリシャスヒロ高松店
和歌山県和歌山市東高松三丁目84番1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 3 変更する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 2箇所 (敷地西側、敷地北側)
(変更後) 1箇所 (敷地西側)
- 4 変更年月日
平成30年4月19日
- 5 変更する理由
北側市道の狭小に伴う、来客車両通行に対する安全配慮のため
- 6 届出年月日
平成30年3月30日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業交流局産業観光部商工振興課 (和歌山市七番丁23番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成30年4月10日から同年8月10日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第463号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成30年度和歌山県漁業調査船「きのくに」代船建造設計委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び履行期限
 - (1) 業務の名称
平成30年度和歌山県漁業調査船「きのくに」代船建造設計委託業務
 - (2) 履行期限
平成31年1月11日（金）まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項
この一般競争入札に参加することができる者は、平成30年4月10日（火）現在において、次の要件をいづれも満たしている者とする。
 - (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
 - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
 - (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者及び経営に実質的に関与していない者であること。
 - (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
 - (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (8) 入札公告の日から過去10年間に、国、地方公共団体、独立行政法人又は国立大学法人との間で、漁業調査船等の生物調査又は海洋観測に使用される総トン数95トン以上の鋼製船舶の基本設計業務に係る契約を締結し、かつ、当該契約を適正かつ誠実に履行した実績を有する者であること。
 - (9) 本業務を遂行するために必要な業務経験を有する技術者を従事させる体制を有する者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書（申請者が代理者を選任した場合は、一般競争入札参加資格審査申請書（兼委任状））
 - イ 業務概要及び技術者業務経験概要調書
 - ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行3か月を経過していないもの）
 - エ 個人にあっては、当該個人の住民票（提出日において、発行3か月を経過していないもの）
 - オ 印鑑証明書（提出日において、発行3か月を経過していないもの）
 - カ 使用印鑑届
 - キ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）
 - ケ 役員等に関する調書
 - コ 誓約書
 - サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - シ 2の（8）の契約実績を証明する書類（契約書、仕様書の所要部分の写し、完了通知書の写し等）
 - ス 履行証明書（2の（8）の契約の相手方が、独立行政法人又は国立大学法人である場合に限る。）
 - (2) (1) のア、イ、カ、ケ、コ、サ及びスに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成30年4月10日（火）から同月23日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
 - (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成30年4月17日（火）午後5時までの間に和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課（以下「和歌山県農林水産総務課」という。）に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
- 平成30年4月10日（火）から同月23日（月）までの県の休を除く日の午前9時から午後5時までの間に、

5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産総務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2862

ファクシミリ番号 073-433-3024

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成30年5月14日（月）までに郵送により送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により行うものとする。

和歌山県告示第464号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により六箇井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成30年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就任した役員（平成30年3月23日就任）

職名 氏 名 住 所

理事 松山茂樹 和歌山市楠本61番地2

和歌山県告示第465号

日高川町営換地計画（小熊地区）の認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、当該申請を適当と決定したので、同法第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成30年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成30年4月10日から同年5月10日まで

3 縦覧場所

日高川町農業振興課

和歌山県告示第466号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成30年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第467号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を平成30年3月29日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成30年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局農林水産振興部農業水産振興課、有田振興局農林水産振興部農業水産振興課、日高振興局農林水産振興部農業水産振興課、西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第468号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
串本町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
串本都市計画下水道事業 串本町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成4年8月7日
至 平成36年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし

(2) 使用の部分
変更なし

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第28号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年4月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

第2項の表中

| | | |
|---|---|-------|
| 社会福祉法人守皓会特別養護 老人ホーム あ り だ 橘 苑 | 有田市野639番2 | を |
| 社会福祉法人守皓会特別養護 老人ホーム あ り だ 橘 苑 株式会社新輝 健 輝 苑 有 田 川 | 有田市野639番2 有田市下中島字西ノ瀬202番地1 | に、 |
| 社会福祉法人愛光園特別養護 老人ホーム 愛 光 園 | 伊都郡かつらぎ町佐野1401番地の2 | を |
| 社会福祉法人愛光園特別養護 老人ホーム 愛 光 園 社会福祉法人紀和福祉会介護 老人福祉施設 や ま ぼ う し | 伊都郡かつらぎ町佐野1401番地の2 伊都郡かつらぎ町丁ノ町2385-1 | に改める。 |